## 申 入 書

平成27年6月12日

株式会社太田出版

代表取締役 岡 聡 殿

土 師 守同代理人弁護士 井 関 勇 司

貴社は、平成9年発生の神戸連続児童殺傷事件の加害男性から手記を入手して、 6月10日発売の「絶歌」という題名の書物を出版しています。

上記の手記出版行為は、本事件の遺族に重大な二次被害を与えるものであり、 私たちは、以下のとおり、強く抗議を行うとともに、速やかに同誌を回収するよう申し入れます。

1 犯罪被害によって近親者を奪われた遺族の悲嘆が甚大であることは言うまでもありません。

そして、遺族は、犯罪そのものによる直接的被害に加え、その後の周囲から の心ない対応や、過剰な報道により、その名誉や生活の平穏が害され、深い孤 立感に苛まされるなどの二次被害を被ることも少なくありません。

本事件においては、直接的被害の重大性は言うまでもないところであり、それに加え、事件後のセンセーショナルな報道等による二次被害も重篤なものでありました。

私たちは、本事件により筆舌に尽くしがたい被害を被り、事件後約18年を 経て、徐々に平穏な生活を取り戻しつつあるところでした。

また、私たちは、毎年加害男性から手紙を貰っており、今年の5月の手紙では、これまでとは違い、頁数も大幅に増え、事件の経緯も記載されていました。

私たちは、加害男性が何故淳君を殺したのか、事件の真相を知りたいと 思っておりましたので、今年の手紙を受け取り、これ以上はもういいので はないかと考え、少しは重しが取れる感じがしておりました。

2 ところが、貴社が本誌を出版することを突然に報道で知らされ、唖然としました。

これまでの,加害男性の謝罪の手紙は何であったのか?

今にして思えば、心からの謝罪であっとは到底思えなくなりました。

18年も経って、今更、事件の経緯、特に淳への冒涜的行為等を公表する必要があったとは思われません。

むしろ,加害男性は自己を正当化しているように思われます。

貴社の出版行為によって、本事件が改めて社会の耳目を引くこととなり、また、淳への残忍な行為等が広く社会に知られることとなりました。

もとより、私たちは、最愛の子が殺害された際の状況について、18年を経 過した後に改めて広く公表されることなど望んでいないことはいうまでもあり ません。

私たちは、多大な衝撃を受けており、いたたまれない気持ちです。もういいのではないかという思いが完全に踏みにじられました。

このように、遺族の受けた人格権侵害及び精神的苦痛は甚だしく、改めて重 第な二次被害を被る結果となっております。

貴社は、新聞報道によると、「批判はあるだろうが」、「反発やおしかりも覚悟している」などと開き直った発言をしているとのことです。

このように、貴社は、遺族の二次被害について検討した形跡は全くなく、む しろ、二次被害もやむを得ないと考えているようで、極めて配慮を欠き、悪質 なものであります。

3 一般に、出版・表現の自由は国民の知る権利に資する点に価値があるとされております。

そして、貴社は新聞報道によると、「彼の心に何があったのか社会は知るべきだと思った」、「事実を伝え、問題提起する意味はある」などと発言して、本件出版が少年事件を一般的に考察するうえで意義があり、国民の知る権利に資するかの如く主張しておられます。

しかし、本事件は、我が国において発生した少年事件のなかでも極めて特異

で残虐性の高い事案であり、その事件のいきさつ等を公開することによって、 少年事件を一般的に考察するうえで益するところがあるとは考えがたいところ であります。

また,一般的に言えば,加害者側がその事件について,手記等を出版する場合には,被害者側に配慮すべきであり。被害者の承諾を得るべきであると考えております。

従って、本件出版行為は、出版・表現の自由や国民の知る権利を理由として 正当化しうる余地がありません。

4 もとより、出版・表現の自由は無制約のものではありません。他者の権利・ 利益を侵害することは許容されません。

貴社による本件出版行為は、公益的観点からの必要性も認められないにもかかわらず敢えて加害者の手記を公表し、遺族の人格権を侵害し、重篤な二次被害を与えているものと言わざるを得ません。

従って、私たちは、貴社に対し、上記出版行為について強く抗議を行うとと もに、速やかに本誌を回収するよう申し入れるものです。

以上